

第 2 5 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和元年 8 月 2 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 84 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 85 号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議第 86 号	農用地利用集積計画の決定について
議第 87 号	御嵩町農業振興地域整備計画の変更について
報第 27 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 高 木 雅 春 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂 太 郎
6、会議録署名者	11 番 奥村幸美 委員 12 番 山口由美子 委員
7、欠席委員	7 番 田中幹三郎 委員
議 長	ただ今の出席委員は 13 名で定数に達していますので、これより第 25 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、田中幹三郎委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録署名者に、11 番 奥村幸美委員、12 番 山口由美子委員を指名します。 それでは、議第 84 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局、朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1 号事案について、事務局より説明願います。
事 務 局	1 号事案について説明します。 本事案は転用目的が太陽光発電施設の設置という内容ですが、現在、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例による届出が提出されておられません。 御嵩町農業委員会では条例の届出が提出され、受理の見込みがあることをもって転用の実現性があると判断しておりますので、提出がない状況では実現性があるとは言えないため保留とすべきかと思われまます。

議 長	<p>以上です。 事務局から説明のありましたことを踏まえまして、1号事案についてご質問、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(質問・異議なし)</p> <p>ご異議がないようですので1号事案については保留とします。</p> <p>次に2号事案について、事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>2号事案について説明します。 本事案につきましても転用目的が太陽光発電施設の設置という内容ですが、1号事案と同様に御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例による届出が提出されておられません。 よって、転用の実現性があるとは言えないため保留とすべきかと思われまます。 以上です。</p>
議 長	<p>御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例について、少し詳しく教えて頂けませんでしょうか。</p>
事務局次長	<p>御嵩町太陽光発電条例について説明させていただきます。御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例とは、町内で太陽光を設置・運営する場合、自治会への説明や排水計画の提出、中部経済産業局等の許認可が適正に手続きされているかどうかを確認するために制定されております。</p>
事務局長	<p>補足説明させていただきます。今までは農業委員会で先に農地転用の申請内容について審議していただいて、その後、条例の届出が出てきているということがありました。それまではスムーズに条例の届出を審査して問題ないものとして同意していましたが、最近では地元の方の反対が出てくることで、一部保留になったり、排水等について、建設関係の部署から指導があったりして、その指導に基づく届出が完了しない状態のものが出てくるようになりましたので、今後、農業委員会にかけさせていただく時には御嵩町太陽光に関する届出も出ていれば同時に審査をしていけるので、現在は同時に進めていこうと考えています。</p> <p>現在この2つの事案につきましては届出自体の提出がありませんので、町が審査できるような状態になっていないということで、それが出てきた段階で農地転用についても審査頂ければということをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p>

<p>事務局</p>	<p>2号事案についても、1号事案と同様に転用の実現性を判断する資料が添付されていないため保留とすべきかと思われますがご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議がないようですので2号事案については保留とします。</p> <p>次に3号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。</p>
<p>9番鍵谷委員</p>	<p>9番鍵谷です。 資料の5-3をご覧ください。 事務局からの説明があった事項は省きます。 土地の所在地は伏見中町地区です。東濃実業高校北東に300mの所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由は、申請地のうち〇〇氏の所有地は先代が養鶏事業を行っていたが数十年前に廃業し、鶏舎を取り壊した跡地であり、コンクリート基礎部が残置され作土が無く農作物は育てられない。他に木造平屋建ての倉庫3棟が廃墟となっている。また、●●さん所有地は人手不足のため、長期に渡り耕作放棄され、背丈を越す笹が茂り立ち入ることができない。今回、太陽光発電事業を営む△△(株)が申請地を利活用して発電事業を行うために転用申請するものである。太陽光パネルは1000枚設置します。</p> <p>転用によって付近の土地の概要は、東側は墓地敷地、南側は隣地所有の畑、西側は旧名鉄線路敷地、北川は申請者所有の畑です。雨水は申請敷地内に調整池を設置し自然浸水とします。土砂が流失しないように周囲を側溝やフェンス等で整備する。太陽光発電設備は騒音・排ガス・振動・汚水等の排出もなく付近の環境に害悪の影響が及ばない設備であるが、太陽光がパネルに反射することによりまぶしい場合があるので反射光の影響を考慮してパネルの設置角度や高さを設計しますとのことです。</p> <p>工事の際や転用後の運用には地域の迷惑のかからないよう配慮するが近隣トラブルが生じた場合には速やかに対応し当事者間で問題解決しますという内容になっております。</p> <p>添付書類は、土地の配置図、排水計画流量計算書、誓約書、残高証明書、履歴事項全部証明書、隣地の承諾書、水資源機構の承諾書、始末書、会社定款、事業譲渡証明書が提出されております。</p> <p>転用によって生ずる付近の概要については6月26日に現地の確認を行いました。以上から3号事案の申請内容について私は問題ないと思います。</p> <p>皆さんの審議をお願いします。 以上です。</p>

議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。
5 番青木委員	地上権の設定について詳しく教えて頂けませんでしょうか。
事務局長	太陽光を設置する際には、土地を買って設置する場合と、賃貸で設置する場合があります。今回は賃貸契約を結んで行っていきまして、その際、太陽光を設置するにあたって譲受人は地上権を設定してやっていくという内容になっております。
5 番青木委員	期間はあるんですか。
9 番鍵谷委員	期間は 20 年です。賃料は 20 年で 1 反 1 万円くらいで行われます。
事務局長	太陽光の耐用年数は 20 年程度なので、20 年後に賃貸契約が終了したときには更新するのか、地上権者が撤去して返却するのか、その辺は当事者間の契約の中に出てくる内容かと思われま。
9 番鍵谷委員	<p>計画書には 20 年後撤去、廃棄費として 50 万円を見込んだ資料が添付されています。</p> <p>先ほどの賃料についてですが、年間 50 万円の 20 年間ということで 20 年間で 1,000 万円が見込まれております。</p>
議 長	<p>他に質問はありますか。</p> <p>質問がないようですので事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>本案件につきまして、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例による届出が提出されておりますが、排水計画が明確ではないため、現時点で他法令の許可等の見込みがあると判断することは難しく、保留とすべきかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>3 号事案について、排水計画が明確になっていないため保留とすべきとの説明がありましたがご異議ありませんでしょうか。</p> <p>ご異議がないようですので 3 号事案については保留とします。</p> <p>次に、議第 85 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。</p> <p>事務局、朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>

<p>議 長 事務局次長</p>	<p>1号事案について、事務局より説明願います。 1号事案について説明します。 本事案は議題 84 号の農地法第 5 条申請の 1 号事案が提出されたことに伴う過去の転用の事業計画変更申請ではありますが、先ほど議題 84 号の 1 号事案は保留となりましたので、それに付随する本申請も保留とすべきかと思われまます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明のありましたとおり、本事案は議題 84 号の 1 号事案に付随する申請であり、そちらが保留となったことから本事案も保留とするべきかと思われまます、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議がないようですので 1 号事案については保留とします。</p> <p>次に、議第 86 号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。 事務局、朗読願います。 (事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>1 号事案について平田推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>平田推進委員</p>	<p>7 月 15 日に須田委員さんと現地確認をいたしました。 その際、現地は適正に管理されておりましたので問題はないかと思ひます。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますが。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 1 号事案について、適当と認める方は挙手願ひます。挙手全員であります。 よって 1 号事案は可決しました。</p> <p>2 号事案について 伊左治推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願ひます。</p>
<p>伊左治推進委員</p>	<p>亀井委員と現地確認を行いました、田中委員が借りてきちんと</p>

議 長	<p>管理しております、問題はないと思います。</p> <p>本事案の対象地は、急ではありましたが皆様に畔草を刈っていただき、草については機械を使ってチップにさせていただいて、トラクターで起こして頂いて、さらにドローンで撮影していただき、その件で県の農政部長さんにご報告をしながらモアに対する関係についても進めてきた土地であります。</p> <p>現況は水田として適正に管理されているという報告を受けました。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
3 番奥村委員	<p>利用権の種類というところで解除条件付使用貸借とありますが、解除条件とはどのようなものか教えて頂けますか。</p>
事務局次長	<p>解除条件というのは、適正に管理されていないと認められるときには両者の合意がなくても解約できるというものです。農業収入が大半ではない使用借人については解除条件付での利用権の設定となるということです。</p>
議 長	<p>使用借人は農機具の修理等の事業を行っており、売り上げの大半がそちらの事業によるものなので適正に耕作を行えない可能性もあり、適正に耕作ができていない場合のためにいつでも解除できるという条件が付いているということではないですか。</p>
事務局次長	<p>そういうことです。</p>
5 番青木委員	<p>もし私が本当に適切に耕作できるか分からないとなった場合には解除条件が付けられることもあるということですか。</p>
事務局次長	<p>農地所有適格法人というものがあまして、農業収入だけで生計を立てているという方はその適格法人というものに当てはまると、解除条件というのは付けなくてもよいというということになってきます。</p>
議 長	<p>それでは、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>本事案の申請地は平成 31 年 3 月、皆様に遊休農地解消活動でご協力いただいた農地です。</p> <p>2 反弱の広い遊休農地でありましたが皆様のご協力のおかげで本日の利用権設定申請に至ることができました。ありがとうございました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p>

議 長	<p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって2号事案は可決しました。</p> <p>次に、本日の議案には上がっておりませんが、先日、皆様でご協議頂きました岐阜農業センターの案件について、事務局より説明願います。</p>
事務局次長	<p>先日、皆様で事前にご協議頂きました岐阜農業センターによる利用権設定についてですが、審議をするにあたり、業者の事業計画や人員の確保等、不足している情報があると判断できるため、それらの情報が資料で確認できるまで保留とすべきかと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から説明のありましたとおり、岐阜農業センターの利用権設定申請については利用権設定の可否を判断するにあたり、不足している情報があると思われるため、それが確認できるまでは保留とすべきかと思われますが、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので保留とします。</p> <p>次に 議第 87 号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題とします。</p> <p>事務局より朗読、説明願います。</p>
事務局次長	<p>別添の資料「御嵩町農業振興地域整備計画の変更について」をご覧ください。</p> <p>各事案の詳細については資料3枚目の A3 の調書に記載してございますが、農振協議会にて皆様にご審議いただいたものでありますので朗読は省略します。</p> <p>7月2日に開催しました、御嵩町農業振興地域整備促進協議会において、各筆調書に記載のある5件について、現地確認及び申請書による除外理由等から、「除外はやむを得ない」とされました。</p> <p>なお、5件の除外に関して農振協議会から意見は付されませんでした。</p> <p>協議会の意見を基に御嵩町としての方針を検討した結果、同様な判断として、計画変更を進めることとしました。</p> <p>農用地利用確保計画の変更については、太陽光発電施設3件、資材置場用地2件の計5件で周辺の営農環境等に重大な支障を及ぼすことがなく、申請事由等から除外するものであり、農用地区域から除外 新規5件 5,992平米となります。</p> <p>皆様の審議をよろしく願います。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 議第 87 号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって議題 87 号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり可決します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、報第 27 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による 届出について 事務局報告願います。 (事務局報告)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの報告が終わりました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10 時 21 分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

1 1 番

1 2 番
